

お知らせ

～ 障害児通所支援の支給決定基準の改正について ～

障害児通所支援利用者様へ

北部保健福祉センター 北部障害者支援課長
南部保健福祉センター 南部障害者支援課長

皆様にご利用いただいております障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）の通所日数（支給量）については、「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」に基づき、お子様の障害状況や療育の必要性等を聞き取ったうえで決定しており、その支給決定基準（1か月あたりの最大通所日数）については、「各月の日数から4日を控除した日数」としていたところですが、

今般、令和2年4月1日から、国から示された基準に基づき、障害児通所支援の支給決定基準を「各月の日数から8日を控除した日数」に見直しを行いましたので、お知らせ致します。

なお、今回の更新において、身体状況や生活状況等による理由で直ちに通所日数（支給量）を変更することが困難な場合については、原則1年間、前年度と同じ日数で支給決定し、翌年度の支給決定更新時期に調整を行うこととなります。

ご理解とご協力を何卒よろしくお願い致します。

○ 変更内容 ○

令和2年3月31日まで（旧）		令和2年4月1日から（新）
各月の日数から <u>4日</u> を控除した日数 （1か月に最大27日まで）	⇒	各月の日数から <u>8日</u> を控除した日数 （1か月に最大23日まで）

以上

尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（抜粋）

5 障害児通所支援の種類・内容・対象者（「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（抄））

(1) 児童発達支援

支援の内容（児童福祉法第6条の2第2項）
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
対象者
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。
① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

(2) 医療型児童発達支援

支援の内容（児童福祉法第6条の2第3項）
児童発達支援及び治療を行う。
対象者
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

(3) 放課後等デイサービス

支援の内容（児童福祉法第6条の2第4項）
生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
対象者
学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

(4) 居宅訪問型児童発達支援

支援の内容（児童福祉法第6条の2第5項）
<p>重度の障害の状態その他これに準ずる状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。</p>
対象者
<p>重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児</p> <p>※ なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする（則第1条の2の3）。</p> <p>① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合</p> <p>② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合</p>

(5) 保育所等訪問支援

支援の内容（児童福祉法第6条の2第6項）
<p>障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。</p>
対象者
<p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児</p> <p>※ なお、厚生労働省令で定めるものとは、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。（児童福祉法施行規則第1条の2の3）</p>

7 障害児通所支援事業の支給決定基準

(1) 児童発達支援

基準最大支給量 (当該月日数 **－8日**) / 月
(他の障害児通所支援事業を含む)

(2) 医療型児童発達支援

基準最大支給量 (当該月日数 **－8日**) / 月
(他の障害児通所支援事業を含む)

(3) 放課後等デイサービス

基準最大支給量 (当該月日数 **－8日**) / 月
(他の障害児通所支援事業を含む)

(4) 居宅訪問型児童発達支援

基準最大支給量 **9日 / 月**
(他の障害児通所支援事業の利用不可)

※ **2日 / 1週**を支給量とする。

(5) 保育所等訪問支援

基準最大支給量 **3日 / 月**
(他の障害児通所支援事業を含まない)

※ **1日 / 2週**を支給量とする。

障害児通所支援支給決定基準 Q&A

I. 運用について

Q1

支給決定基準を「各月の日数から4日を控除した日数」から「各月の日数から8日を控除した日数」に変更するのは、いつからですか。

A1

令和2年4月から変更します。

Q2

支給決定基準を変更した時点で、利用者全員の支給決定を変更するのですか。

A2

支給決定の変更については、令和2年4月以降個々の利用者の支給決定更新時期に合わせて実施します。また、障害特性や身体状況等による理由で直ちに通所日数を変更することが困難な場合については、原則、1年間、前年度と同じ日数で支給決定を行い、翌年度の支給決定更新時期に実施します。

※ 上記の経過措置期間内に、「各月の日数から8日を控除した日数」以内の調整がつかない場合、継続して改善に向けて対応を行っていきます。

Q3

なぜ、支給決定基準を変更するのですか。

A3

尼崎市では、現行の支給決定基準（平成27年度～）を策定する際、最低週1日は家庭で過ごす日を設ける必要があると整理してきたため、「各月の日数から4日を控除した日数」としていましたが、その後、厚生労働省通知「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所支援給付費等の通所給付決定に係る留意事項について（平成28年3月7日障障0307第1号）」において、原則として、「各月の日数から8日を控除した日数を上限とすること」とされたことから、最低週2日は家庭で過ごす日を設けることと整理し、今般、支給決定基準を「各月の日数から8日を控除した日数」としています。

Ⅱ. 非定型について

Q1

「非定型」の対象児とは、どのような状態像を指すのか。

A1

厚生労働省通知「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所支援給付費等の通所給付決定に係る留意事項について（平成28年3月7日障障0307第1号）」において、「障害児の状況等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとする」とされていることから、障害特性や医師の意見等により、「各月の日数から8日を控除した日数」を超えた療育が必要と判断された障害児に限り、対象とします。

Q2

障害特性や医師の意見等以外で、「非定型」の対象児となる場合はあるのか。

A2

障害特性や医師の意見等以外であっても、現行で既に「各月の日数から8日を控除した日数」を超える支給決定者であって、直ちに新たな社会資源を確保することが困難な者や、家庭支援の方策を具体化することが困難な場合で、要対協ケースなどについて、障害児支援利用計画において必要と認めた場合に限り、利用を認めることとします。

以上